

# 令和7年度 第1回松戸市福祉有償運送 運営協議会 会議録

1 日 時 令和7年5月29日(木) 午後1時30分

2 場 所 新館6階会議室

3 出席者 (1)運営委員 8名

委 員 松崎 恭子	委 員 石井 紀子
委 員 田居 寛康	委 員 川嶋 政幸
委 員 細嶋 千広	委 員 小島 進
委 員 内城 一朗	委 員 二木 猛

(2)欠席者 2名

委員 西川 真梨	委員 角谷 芳子
----------	----------

(3)事務局 3名

地域福祉担当室 主査	木田 貴仁
主任主事	内藤 友梨恵
主事	野村 優太

(4)傍聴人 0名

4 次第 (1) 委員紹介

- (2) 会長及び副会長の選出
- (3) 会長挨拶
- (4) 協議(更新・変更申請)
- (5) その他(今後の日程等)
- (6) 閉会

## <会議録>

### 開 会

#### 【事務局】

開会の挨拶

事務局より報告がある旨伝える

#### 【事務局】

下記の3点を報告

・欠席者の報告

・条例により本会議が成立していることの報告

・本会議の議事録がホームページにて公開されることについて

### 1 委員紹介

#### 【事務局】

委員改選後初の協議会のため、委員の紹介

### 2 会長および副会長の選出

会長に石井 紀子 委員、副会長に松崎 恒子 委員を選出

### 3 会長挨拶

会長より挨拶

### 4 協 議(更新・変更申請)

以下、会長による進行

#### 【会 長】

議事開始を宣言し、傍聴人の確認を行う

#### 【事務局】

傍聴人はいないことを報告

#### 【会 長】

事務局からの報告を確認

## 【事務局】

- ・松戸市における福祉有償運送の必要性について、資料を用いて説明

## 【会長】

- ・更新事業者の協議に移る

## ～事業者(特定非営利活動法人 LIFACT)の入場～

- ・申請内容について事業者より説明
- ・福祉有償運送の運営・実施方法について説明
- ・運営理由、理念について説明

## 【会長】

- ・事業者の説明を受け、委員各位へ質問を求める。

## 【委員】

- ・対象となる精神障害者の障害の程度はどのくらいか。

## 【事業所】

- ・精神障害者保健福祉手帳1級から3級くらいの方に利用いただいているが、主に2級の方の利用が多い。

## 【委員】

- ・現在は、居宅介護及び移動支援を通じて、既存の方に対応していると思う。今後、「地域の方々の利便性のため」という説明があったが、ほかのサービスは使わずに福祉有償運送を行うということか。

## 【事業所】

- ・現状の利用者は居宅介護を使っている方がほとんどではあるが、基幹相談支援センターの方からの新規の紹介を経て、ヘルパーが入らずに単独で有償運送を行うケースも多いことから、現段階では職員の専門性ということも含めて、精神障害者を中心としての限定的な対応をしている。

## 【委員】

- ・送迎の範囲はどうなっているか。

## 【事業所】

- ・発着に関しては松戸市と定めているが、目的地に関しては、松戸市に限定していない。

## 【委員】

- ・車両4台で運行されているが、1か月の走行距離はどれくらいか。

**【事業所】**

- ・大体 200 キロ前後となっている。

**【委 員】**

- ・利用者の希望により県外への移動も可能か。

**【事業所】**

- ・職員の確保ができれば利用者の希望に沿うようにしたいと考えている。

**【会 長】**

- ・ほかに質問、異議はないか。

～異議 なし～

**【会 長】**

- ・異議なしということで、本更新申請の協議が調った。

～事業者の退場～

**【会 長】**

- ・委員1名に変更協議中の別室での待機を依頼(変更協議申請を行う事業者の関係者であるため)

～事業者(特定非営利活動法人 かたつむりの家)の入場～

- ・変更申請内容について説明

**【会 長】**

- ・事業者の説明を受け、委員各位へ質問を求める。

**【委 員】**

- ・料金改定について利用者に対しどのように説明しているか。

**【事業所】**

- ・利用者に改定内容について説明し、利用時間ごとの変更、また、タクシー料金の約8割となったということで理解を求める。

**【会 長】**

- ・ほかに質問、異議はないか。

～異議 なし～

**【会 長】**

- ・異議なしということで、本変更申請の協議が調った。

～事業者の退場（別室待機していた委員の再入室）～

**5 その他(今後の日程等)**

**【会長】**

事務局から報告を願う。

**【事務局】**

- ・本日審議した更新事業者について今後千葉運輸支局へ書類を送付し、運輸支局より発行される自家用有償旅客運送者登録書をもって、福祉有償運送事業主体の更新登録手続きが完了となる。
- ・次回運営協議会の予定について報告。

**閉会**